

暮らしの安心、お手伝い。まず、あなたにできること。



【令和7年度上越市成年後見支援センター主催講座】 権利擁護支援者養成講座 I

受講者募集
受講無料

- ◆ 高齢者や障害のある方で、判断能力の低下により生活に不安を抱えた方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、本人に寄り添いながら活動する支援者を養成します。
地域での暮らしを共に支え合うために、1人でも多くの地域の支援者が必要です。ぜひ、あなたの力をお貸してください。
- ◆ 2日間で支援が必要な高齢者や障害がある方の特徴を理解し、福祉関係諸制度や成年後見制度、日常生活自立支援事業などの基礎知識を学びます。
- ◆ 受講後は、日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を期待されています。（詳しくは裏面へ）

日程

1日目 令和8年1月22日（木） 9：15～16：40
2日目 令和8年1月23日（金） 9：15～16：40

会場

上越市市民プラザ（上越市土橋2554） 2階 第3会議室

対象

上越市に在住し、**2日間の受講が可能な方**で、下記の①②のいずれかに当てはまる方

- ①高齢者・障害のある方に対する権利擁護や支援に関心がある方
- ②日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を希望する方
（おおむね70歳未満かつ普通自動車免許および自家用車をお持ちの方）

定員

40名（定員を超える申込があった場合は抽選となります）

申込期間

令和7年10月27日（月）～令和8年1月9日（金）



申込方法

Googleフォーム、FAX、電話

申込は裏面をご確認ください

主催・問合せ先 上越市成年後見支援センター（上越市社会福祉協議会）

〒943-0806 上越市木田新田1-1-3 上越総合福祉センター

電話：025-522-2813 FAX：025-526-1230 メール：jsk-kouken-center@jouetushisyakyo.jp

【令和7年度上越市成年後見支援センター主催講座】 権利擁護支援者養成講座Ⅰ

日常生活自立支援事業の生活支援員とは

日常生活自立支援事業は、高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行うことで、本人の生活を支援する事業です。

生活支援員は、同じ地域で暮らす市民の立場でご協力いただく活動者のことです。

申込 令和8年
締切 1/9(金)



Google
フォーム



<https://forms.gle/3o5pzFYPTv42XaV49>



電話

025-
522-2813



FAX申込用紙 送付先：025-526-1230
(上越市成年後見支援センター)

ふりがな	
氏 名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
年齢区分 当てはまる番号に丸をつけてください	①39歳以下 ②40歳代 ③50歳代 ④60歳代 ⑤70歳以上
受講動機 当てはまる番号に1つだけ丸をつけてください	①権利擁護や支援に関心がある ②日常生活自立支援事業の生活支援員として活動したい ③その他 ()

個人情報の取り扱いについて：個人情報は本講座あるいは運営業務のみに使用するものとし、申込者の同意なしに、第三者に個人の情報は提供いたしません。